

川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書に係る覚書

平成29年2月28日付けで川崎市（以下「甲」という。）とアクティオ・東急コミュニティー共同事業体（以下「乙」という。）との間に締結した川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）について、令和元年東日本台風によって、施設及び設備（以下「施設等」という。）並びに収蔵する資料及び作品（以下「収蔵品」という。）に甚大な被害が発生したことに伴い、次のとおり覚書を締結する。

- 1 協定書第8条第1項各号に掲げる業務のうち、施設等及び収蔵品の被害・復旧状況等により実施が困難なものは、同第52条第1項に基づき、実施すべき業務の全部又は一部を免除することとする。また、業務の考え方については、別表のとおりとし、本覚書締結後、翌年度以降の具体的な免除の範囲等については、年度協定において定める。
- 2 乙は、協定書第18条第1項に規定する収蔵品の管理等に向けて、同第50条第1項に基づき、甲と十分に調整を図りながら収蔵品レスキュー（被害のあった収蔵品の状態に合わせ、応急処置、燻蒸及び一時保管など修復に向け段階的に作業を実施）に最優先で取り組むこととする。
- 3 協定書第51条第3項に規定する費用負担等の考え方については、次表のとおりとする。

種別	取扱区分	増額及び減額
休業による逸失利益の発生	台風被害の影響(施設等損壊、収蔵品被災)で営業できない。	台風被害の影響として直接的かつ合理的なものについて、休業期間中において想定された利用料金収入相当額(協定書に記載のない自主事業を除く。)を指定管理料に増額する。
施設等損壊の修繕を行うことによる費用の発生(指定管理者が発注主体)	台風被害の影響により施設等が損壊し、指定管理者が修繕した。	台風被害の影響として直接的かつ合理的なものについて、増加した費用を指定管理料に増額する。
指定管理業務を行うための費用の増加	台風被害の影響で指定管理業務を行うための費用が増加(収蔵品レスキュー等)した。	台風被害の影響として直接的かつ合理的なものについて、増加した費用を指定管理料に増額する。
指定管理業務の一部未実施等による経費の減少	台風被害の影響(施設等損壊、収蔵品被災)で指定管理業務の一部を実施できない。	未実施部分に相当する額を指定管理料から減額する。

- 4 本覚書第1項及び第3項の考え方に基づき、協定書第51条第1項に規定する不可抗力の発生に起因する増加費用及び同第52条第2項に規定する免除によって実施しない業務費用分の指定管理料の減額については、指定管理料の変更又は精算により調整する。
- 5 増減費用を踏まえた指定管理料について、協定書第44条第3項及び第45条第2項の協議に基づき、指定管理料の変更においては、毎事業年度の年度協定の定めにより、指定管理料の精算においては、年度末までの業務実績を踏まえた指定管理料の概算払の精算手続により決定する。
- 6 指定管理料の毎事業年度の甲における予算額や債務負担行為限度額を超える場合の指定管理料の変更及び支払額の決定の効力については、川崎市議会議定例会における予算の議決を要する。
- 7 本覚書は、令和元年東日本台風による被害が発生した翌日の令和元年10月13日から遡及適用する。

本覚書を証するため、本書を3通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦 印

乙 アクティオ・東急コミュニティー共同事業体
代表者
アクティオ株式会社
代表取締役社長 淡野 文孝 印

構成員
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑賀 克英 印

市民ミュージアム指定管理業務の考え方(免除する業務等)について

別表

基本協定書の内容		具体的な業務内容や考え方	免除の種別	
			令和元年度中	令和2年度以降
第8条 乙が行う本業務の内容は次のとおりとする。				
(1) 条例第3条に規定する次の事業に関する業務				
ア	考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物複製、模型等の資料及び作品(以下「資料等」という。)の収集、保管、展示等を行うこと	(令和元年度) ・資料等の保管等(修復に向けた各種作業、各保管場所における資料等の管理)を主に行う。 ・かわさき市美術展を開催する。中核となる展示(仕様書上は企画展を年5回以上実施)については、免除する。 ・収集は保管場所の問題がない限り実施する。 (令和2年度以降) ・上記に加え、中核となる展示(仕様書上は企画展を年5回以上実施)については、他施設での開催など可能な範囲で実施する。	一部免除	
イ	資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること	・他施設での開催など可能な範囲で実施する。(例:(被災前に行っていた)調査研究の研究会等の開催)	一部免除	
ウ	資料等に関する説明及び助言を行うこと	・引き続き実施する。	免除しない	
エ	市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと	・引き続き実施する。	免除しない	
オ	資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと	・ミュージアム年報は継続して作成する。 ・可能な範囲で調査研究、目録の作成及び頒布を行う。	一部免除	
カ	博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと	・被災を免れた約31,000点などについて可能な範囲で実施する。	一部免除	
キ	施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。	(令和元年度) ・開館ができないため実施しない。 (令和2年度以降) ・開館ができないため基本的に実施できないが、状況の変化に応じて可能となった場合は実施する。	全部免除	全部又は一部免除
(2) 事業に関する業務				
ア	展示(上映を含む)事業に関すること	(令和元年度) ・かわさき市美術展を開催する。中核となる展示(仕様書上は企画展を年5回以上実施)については、免除する。 (令和2年度以降) ・上記に加え、中核となる展示(仕様書上は企画展を年5回以上実施)については、他施設での開催など可能な範囲で実施する。	一部免除	
イ	図書室(ミュージアムライブラリー)及び映像ホールの運営に関すること	(令和元年度) ・開館ができないため実施しない。 (令和2年度以降) ・開館ができないため基本的に実施できないが、状況の変化に応じて可能となった場合は実施する。	全部免除	全部又は一部免除
ウ	教育普及事業に関すること	・館内での活動は実施ができないが、アウトリーチ活動(出前講座)を中心に実施する。	一部免除	
エ	資料等の収集・受け入れ等に関すること	・可能な範囲で実施する。(図書購入や仮引受け資料等の受け入れ手続)	一部免除	

基本協定書の内容		具体的な業務内容や考え方	免除の種別	
			令和元年度中	令和2年度以降
オ	資料等の分類整理及び記録に関すること	・甚大な被害が発生した被災収蔵品の修復に向け、収蔵品の搬出や応急処置など、支援団体や専門家による助言と指導のもと、市と十分に調整を図りながら実施し、その管理及び記録を行う。	拡充して実施	
カ	資料等の保管・修復等に関すること	・甚大な被害が発生した被災収蔵品の修復に向け、収蔵品の搬出や応急処置など、支援団体や専門家による助言と指導のもと、市と十分に調整を図りながら実施する。収蔵庫が使用できない中、市と十分調整し、適切な保管を行う。	拡充して実施	
キ	資料等の貸出・借り受けに関すること	・被災を免れた約31,000点など、可能な範囲で実施する。	一部免除	
ク	特別利用及び掲載許可に関すること	・可能な範囲で実施する。	一部免除	
ケ	資料等の情報提供に関すること	・被災を免れた収蔵品に加え、被災した収蔵品に関する修復状況等について、市による公表の範囲内、または許諾された内容に基づき、情報提供を行う。	免除しない	
コ	調査研究に関すること	・収蔵品レスキューに最優先で取り組む中で、可能な範囲で実施する。また、収蔵品別の修復に向けた作業手順、修復手法等について調査を実施する。＊被災後の修復について記録を報告書として作成	一部免除	
サ	広報及び宣伝に関すること	・市民ミュージアムの復旧状況及び収蔵品の修復作業に関する情報を、市民ミュージアムホームページ等により情報発信するとともに、ミュージアムが実施する事業について広報する。	免除しない	
シ	地域との連携等に関すること	(令和元年度) ・実施しない。 (令和2年度以降) ・可能な範囲で実施する。(施設外において可能な連携や他館との連携)	全部免除	一部免除
ス	その他館の運営及び文化芸術の振興に関すること	・収蔵品レスキューに最優先で取り組む中で、可能な範囲で実施できる事業を行いながら、市民ミュージアムとしての役割を果たす。	一部免除	
(3) 施設等の運営に関する業務				
ア	開館時間及び休館日の設定に関すること	(令和元年度) ・開館ができないため実施しない。	全部免除	全部又は一部免除
イ	受付・案内及び館内の誘導に関すること	(令和2年度以降) ・開館ができないため基本的に実施できないが、状況の変化に応じて可能となった場合は実施する。		
ウ	施設等を利用に供すること			
エ	施設等の利用促進及びサービスの向上に関すること			
オ	危機管理に関すること	・令和元年東日本台風被災を踏まえた危機管理の強化を行う。	拡充して実施	
カ	施設等の視察受け入れに関すること	・被災に関わる関係機関等の視察受け入れを行う。	免除しない	
キ	自動販売機等の設置に関すること	・ラウンジに継続して設置する。	免除しない	

基本協定書の内容		具体的な業務内容や考え方	免除の種別	
			令和元年度中	令和2年度以降
(4) 施設等の維持管理に関する業務				
	ア 施設等の保守管理に関すること	・施設等の状況を踏まえ、引き続き実施する。	免除しない	
	イ 施設等の清掃・環境衛生に関すること			
	ウ 施設等の保守警備に関すること			
	エ 物品等の管理に関すること			
	オ 物品等の修繕及び修繕計画に関すること			
	カ その他施設等の維持管理に関すること			
(5) その他施設の管理運営に関する業務				
	ア 利用状況、入場者数などの調査統計に関すること	(令和元年度) ・開館ができないため実施しない。 (令和2年度以降) ・開館ができないため基本的に実施できないが、状況の変化に応じて実施する。	全部免除	全部又は一部免除
	イ 市所有の図録販売に関すること	・引き続き実施する。	免除しない	
	ウ 共通利用券の販売に関すること	・開館ができないため実施しない。	全部免除	
	エ 組織や人材に関すること	・引き続き実施する。	免除しない	
	オ 事業計画書等の提出に関すること			
	カ 事業報告書等の提出に関すること			
	キ モニタリング及び評価に関すること			
	ク 指定管理業務の引継ぎに関すること			